



- ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行なう。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退去に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行なうと共に、指定居宅介護支援事業所等への情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

（個人情報保護）

第 11 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（苦情処理）

第 12 条 事業者が利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第 13 条 利用者に対する介護サービス提供に当たり、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
- ・三井住友海上火災保険株式会社

（衛生管理）

第 14 条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止に関する事項）

第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

（身体拘束について）

第 16 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る。
- （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）介護従業者その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（事故発生時、緊急時における対応策）

第 17 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、ご家族及び主治医または協力医療機関・協力機関

と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第 18 条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力関係機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。非常災害に対する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に年 2 回避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

（運営推進会議について）

第 19 条 利用者、ご家族、地域住民の代表者等に対して提供しているサービスを明らかにすることにより地域に開かれたサービスをするを目的とし、運営推進会議規則を設け、目的に沿った会議の運営を行う。その内容を記録し公表する。

- 1 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者と法人が協議のうえ定めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 21 条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内 二 継続研修 年 1 回
- 2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、利用者に対するサービスの実施について記録を作成し、それを 5 年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じ、これを閲覧させ又はその複写物を交付するものとする。
- 4 従業者は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 5 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項はコスモスケア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規定は、令和元年 10 月 1 日から改訂施行する。

付 則 この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から改訂施行する。

付 則 この規定は、令和 5 年 5 月 1 日から改訂施行する。

付 則 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から改訂施行する。

付 則 この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から改訂施行する。